



背景・目的

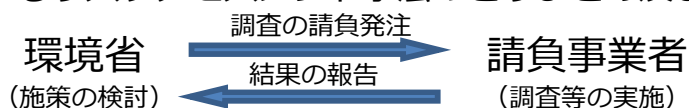
生物多様性条約第10回締約国会議で決議された「愛知目標」では、2020年（平成32年）までに、「侵略的外来種とその定着経路を特定し、優先度の高い種を制御すること」等が掲げられ、各種法律の改正、計画の策定等を推進。

- **外来生物法による規制（H28年10月：特定外来生物追加指定）**
 - ・ 国内未定着の種を中心に24種類を追加指定(約10年ぶりの大規模指定)
 - ・ 計132種類の飼養・運搬・放出・輸入等を規制。
 - **外来種被害防止行動計画（H27年3月）**
 - ・ 国、地方自治体など各主体の役割
 - ・ 対策の優先度の考え方 等
 - **生態系被害防止外来種リスト（H27年3月）**
 - ・ 侵略的外来種の特定
 - **海洋汚染防止法の改正（H26年6月公布、H29年9月施行予定）**
 - ・ バラスト水排出の規制、適切なリスクアセスメント
- これら法律、計画等の確実な執行、適切な運用を進めていくことが必要。

事業概要

- **特定外来生物等の選定及び調査**
 - ・ 専門家による特定外来生物選定の会合・港湾等における調査等の実施
 - ・ 大量飼養されている外来種の段階的規制のあり方の検討
 - ・ 平成29年に国内で初確認されたヒアリの継続的な調査等の実施
- **愛知目標達成のための外来種対策強化にかかる調査・検討**
 - ・ 非意図的な導入対策にかかる調査・検討
 - ・ 未定着種の早期発見体制の構築及び情報共有システムに関する検討
- **改正海洋汚染防止法の施行にかかる調査・検討**
 - ・ バラスト水に関するリスクアセスメント手法のとりまとめ及び適用

事業スキーム



イメージ

我が国の生態系に悪影響を及ぼす外来種への対応



期待される効果

優先度を踏まえた特定外来生物の指定と計画的な規制等の実施

水際対策の強化などによる改正外来生物法の効果的な運用等

我が国の生物多様性保全
愛知目標の達成